

# 滋賀県立精神医療センター倫理委員会 医療観察法倫理会議規程

## (目的)

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)第16条に定める指定入院医療機関として滋賀県立精神医療センター(以下「精神医療センター」という。)は、医療観察法病棟(以下「第3病棟」という。)において、入院患者の同意によらない治療行為を開始する必要性に関して、事前の協議により適否を決定するとともに、同意によらない治療を継続している入院患者に関して報告聴取を行うことで、第3病棟における治療の倫理性および医療の質を確保することを目的として、滋賀県立精神医療センター倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)第6条に基づき、倫理委員会の下に第3病棟倫理会議(以下「倫理会議」という。)を設置する。

## (規程の閲覧)

第2条 この規程は、各地域住民等が容易に閲覧できるように配慮する。

## (委員)

第3条 倫理会議の委員は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 精神医学の専門家
- (2) 病院長
- (3) 次長
- (4) 診療局長
- (5) 第3病棟管理医
- (6) 第3病棟担当医
- (7) 看護部長
- (8) 第3病棟看護師長
- (9) コメディカル代表

## (開催方法等)

第4条 倫理会議は精神医療センターにおいて開催することとし、その運営は下記により行う。

- (1) 議長は病院長とし、議事進行を行う。
- (2) 副議長は次長とし、議長に事故等がある場合は副議長が代行する。
- (3) 開催回数は原則月2回とするが、各委員から開催の要請があった場合は、必要に応じ、臨時の倫理会議を開催することができる。
- (4) 倫理会議は、委員の過半数が出席し、かつ前条第1号の委員の中から少なくとも1名の出席がなければ開催することができない。
- (5) 議長は必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。
- (6) この会議の庶務は精神医療センター第3病棟事務職員が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う。

## (倫理会議の議題)

第5条 倫理会議の議題は、以下のとおりとする。

- (1) 本人の同意によらない治療の事前申請

(2) 本人の同意によらない治療の事後申請

(3) (1)及び(2)の審査方法

- ① 治療内容
- ② 治療評価会議の意見（共通評価項目を含む）
- ③ 本人の同意能力についての検討
- ④ 治療説明をつくしたかの検討
- ⑤ 倫理会議の結果

(附則)

この規程は、平成25年11月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。